

### 【アメリカ】緊急性のある中絶を認める連邦最高裁判所判決

アイダホ州法第 18-622 条は、妊婦の死亡を防ぐために必要である、又は妊婦がレイプ若しくは近親相かんの被害者であるとの判断に基づき医師が実施する場合を除き、人工妊娠中絶を禁止している。当該州法は、生殖能力の喪失など、女性の健康への重大な害を防ぐために必要な中絶については例外としていない。一方、連邦法である「緊急医療・労働法 (42 U.S.C. §1395dd)」(EMTALA) は、妊婦の生命又は健康を深刻に脅かす病状を安定させるために必要な場合、メディケアが資金を提供する病院が中絶を提供することを義務付けている。中絶の権利を擁護する政策をとるバイデン (Joe Biden) 政権は、当該州法に対する EMTALA の専占 (州法に対する連邦法の優位性) を主張して連邦裁判所に提訴した。2022 年 8 月、連邦地方裁判所は、EMTALA と当該州法との矛盾を認識し、当該州法の施行前日に仮差止命令を下した。アイダホ州政府は、控訴し、控訴中の仮差止命令の解除を求めたが、第 9 巡回区連邦控訴裁判所 (以下「控訴裁」) が仮差止命令の停止を拒否したため、回復しがたい損害を受けるとして連邦最高裁判所 (以下「最高裁」) に緊急申立てを行った。2024 年 1 月、最高裁は、控訴裁の判決前に本案訴訟を受理することとし、仮差止命令を一時的に保留して口頭弁論を開催した。口頭弁論において、アイダホ州はバイデン政権の EMTALA の解釈は当該州法を事実上施行不可能にすると主張したが、バイデン政権は EMTALA の適用範囲は女性の身体的健康に重大な危険をもたらす状態に限定されると主張した。2024 年 6 月 27 日、最高裁は、当該州法が EMTALA に違反しているかどうかについては判断を示さず、控訴裁の判決前の上訴は不当であるとして上訴を棄却し、連邦地方裁判所の仮差止命令を再び有効とした。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・ [https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/23-726\\_6jgm.pdf](https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/23-726_6jgm.pdf)

### 【アメリカ】職場のハラスメント防止に関する EEOC 執行指針—性的指向、性自認を中心に—

2024 年 4 月 29 日、連邦雇用機会均等委員会 (EEOC) は、雇用差別等を禁止する連邦法である 1964 年市民的権利法第 7 編 (42 U.S.C. § 2000e-2(a)) 等の規定に基づき職場のハラスメントを防止する執行指針 (“Enforcement Guidance on Harassment in the Workplace,” EEOC-CVG-2024-1.) を 25 年ぶりに更新し、公表した。この指針は、1987~1999 年に公表された 5 つの指針を更新し、統合したもので、人種、肌の色、出身国、宗教、性別 (妊娠、出産又は関連する病状、性的指向、性自認を含む。)、年齢 (40 歳以上)、障害、遺伝情報、報復を理由とするハラスメントの事例、判例、防止策等について、①雇主、従業員等、②EEOC 職員、③裁判所等に情報を提供するものである。この指針に記載された 77 件の違法なハラスメント事例により、加害者には、同僚、上司のほか、顧客、取引先等も含まれることが示されている。なお、この指針は、公衆に既存の法律上の義務を明示するもので、法的な強制力等を有するものではない。

この指針は、2020 年の連邦最高裁判所判決 (Bostock v. Clayton County, 590 U.S. 644 (2020)) を受けて、防止すべき、「性別」を理由とするハラスメントに「性的指向又は性自認」を理由とするものを含め、次の項目を列挙する (指針 II-A-5-c)。①個人の性的指向又は性自認を中傷すること、②個人の性的指向又は性自認を理由として身体的暴行を加えること、③許可なく個人の性的指向又は性自認を暴露すること、④性別のステレオタイプと合致しない個人の振る舞いを理由としてハラスメント行為を行うこと、⑤個人の性自認と合致しない氏名・代名詞を繰り返し、かつ意図的に使用すること、⑥個人の性自認と合致するトイレその他の男女別施設へのアクセスを拒絶すること。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.eeoc.gov/laws/guidance/enforcement-guidance-harassment-workplace>

**【アメリカ】アマゾン社に対するカリフォルニア州労働法違反による罰金**

2024年6月18日、カリフォルニア州産業関係局は、アマゾン社が同州ロサンゼルス近郊の2か所の倉庫配送センターにおける、2021年に制定された同州労働法（AB701, Chapter 197 of 2021 Laws. 本誌 No.290-2, 2022.2, p.33.）の規定への違反を理由として、同局の労働コミッショナー（以下「コミッショナー」）により590万1700ドル（約9億3246万円）の罰金を科されたことを公表した。同法は、同社の倉庫配送センターでの労働者の負傷発生率の高さに対応することを主目的として制定されたもので、当該事案に関連する規定の概要は、次のとおりである。

①倉庫配送センターにおいて、雇主は労働者に対し、採用時等に、一定期間に行うべき仕事の量（ノルマ）、ノルマを達成できない場合に労働者が受ける不利益取扱いの内容等を説明する書面の提供を義務付けられる（労働法第2101条）。②労働者は、食事・休憩の時間、トイレ利用等を妨げるようなノルマの達成を義務付けられてはならず、雇主は、労働法第2101条の規定に従い開示されていないノルマの不達成を理由として労働者に不利益取扱い等を行ってはならない（労働法第2102条）。③コミッショナーは、上記規定の違反を取り締まる（労働法第2107条）。

コミッショナーは、同法施行（2022年1月1日）後の同年9月22日に当該事案の調査を開始し、2023年10月20日から2024年3月9日までに、同社が労働者にノルマの書面による提供を怠り、かつ、このノルマが労働者の食事・休憩の時間等を妨げる内容であったとして5万9017件の同法違反を特定し、労働法第2699条f項の規定に基づき違反1件につき100ドル（1万5800円）の罰金を科した。当該事案は、同法の規定に基づき行われた取締りの3件目であり、科された罰金は過去最高額となった。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.dir.ca.gov/DIRNews/2024/2024-46.html>

**【EU】雇用等における男女平等を推進するための機関の強化**

2024年5月14日、「雇用及び職業に関する男女の均等待遇及び機会均等の分野における平等機関[equality bodies]の基準に関して規定し、指令2006/54/EC[男女均等待遇原則指令]及び指令2010/41/EU[自営業における男女均等待遇指令]を改正する2024年5月14日の欧州議会及び理事会指令(EU)2024/1500」（以下「2024年指令」）が制定された（〔 〕内は筆者による補記）。同指令は、全26か条から成り、同年6月18日に施行された。加盟国は、2026年6月19日までに、その規定を国内法化しなければならない（第24条）。

2024年指令の標題にある「平等機関」とは、男女均等待遇原則指令に基づき、性別による差別なく全ての者が平等に取り扱われることを推進し、分析し、監視し、及び支援するために指定された機関である。2024年指令は、平等機関の活動が、人的・専門的・財政的資源の欠如、限定的な独立性、権限の狭さによって妨げられているとして、その解決を図ろうとするものである。このため、加盟国に対して、次のような措置を求めている。①独立性の確保：平等機関が独立し、外部からの影響を受けず、任務の遂行及び権限の行使において、政府等に指示を求め、又は政府等からの指示を受けることがないようにすること（第3条）。②資源の確保：平等機関がその全ての任務を遂行し、全ての権限を効果的に行使するために必要な人的・専門的・財政的資源を、各国の予算編成に従って得られるようにすること（第4条）。③権限の確保：意識啓発・差別の予防・均等待遇の推進（第5条）、差別を受けている被害者への援助（第6条）、（調停又は和解のような）裁判外紛争解決手続の提供（第7条）、均等待遇原則違反が発生したか否かの調査（第8条）等を平等機関が実施可能とすること。

海外立法情報課・芦田 淳

・ <http://data.europa.eu/eli/dir/2024/1500/oj>

## 【イギリス】財務大臣による政府の歳出状況の引継結果に関する下院演説

2024年7月29日、リーヴス（Rachel Reeves）財務大臣は、その就任の初日に財務省職員に対して要請した前政権の歳出状況の引継ぎの結果につき、下院で以下の内容の演説を行った。

①移民のルワンダへの移送計画に係る経費の膨張分の予算への未反映、②パンデミックによる鉄道の減収分の補助の予算未計上、③ウクライナへの軍事援助の予算未計上及び④インフレの影響の各省給与予算への未反映により、220億ポンドの支出超過が明らかになった。このため、今年度に55億ポンド、来年度に80億ポンドの歳出削減を行うこととした。内訳は、A 前政権の政策見直し（a. 新しい中等教育修了資格「上級英国基準」の導入中止、b. 移民のルワンダへの移送計画の中止、c. 「投資機会基金」の取りやめ、d. 不採算の道路・鉄道計画の中止、e. 金融持ち株会社 NatWest Group の株式売却の中止、f. 病院新設計画の見直し、g. 成人社会ケアの料金改革の中止）、B 政府支出の縮減（不要不急の支出の停止、事務管理経費の一律2%削減）、C 新規削減（年金控除等の対象者でない年金受給者への冬季燃料手当の支給廃止）である。

また、i) 公共部門労働者の平均5.5%の賃上げ、ii) 2年ごとの歳出見直し及び予算責任局（OBR）の予算・税制への関与の強化（「財政ロック」の導入）、iii) 国民保険料、所得税及び付加価値税を引き上げないこと、iv) 労働党の選挙公約に掲げた「税の抜け穴を塞ぎ、租税回避を取り締まる」公約（非永住者に係る所得税制（Non-Dom）の廃止、私学に対する付加価値税の免除措置の廃止等）の実現等にも言及した。

海外立法情報調査室・南 亮一

- <https://hansard.parliament.uk/pdf/commons/2024-07-29>
- <https://www.gov.uk/government/speeches/chancellor-statement-on-public-spending-inheritance>
- <https://www.gov.uk/government/news/chancellor-i-will-take-the-difficult-decisions-to-restore-economic-stability>

## 【イギリス】ペットの誘拐を犯罪とする法律の制定

政府は、COVID-19の流行時にペットの誘拐が増加したと見られたことを受け、「ペット誘拐タスクフォース」を設置した。2021年9月、同タスクフォースは、幾つかの提言を盛り込んだ報告書を公表した。その中で、ペットの誘拐は既に1968年誘拐法により犯罪とされているものの、「ペットの誘拐」という特定の犯罪類型を設けるべきであると勧告した。ペットの誘拐が犯罪であると明確化することにより、ペットが単なる所有物ではないということと、ペットにも悪影響を与えることがより明確に認識されることになるとの理由からである。ただ、ペットの範囲に犬は加えるべきとする一方、その他の動物を加えるかどうかは政策策定の際に検討すべきとされた。これについては、利害関係者からの意見表明により、猫を加えることとされた。これらの提言等を踏まえて法律案が策定され、2024年4月19日に下院を、同年5月24日に上院を通過し、同日国王の裁可を経て、「2024年ペット誘拐法」が制定された。この法律はスコットランド以外の地域に適用され、イングランド及びウェールズにおける主要規定の施行日は、この法律が成立した日から3か月後（2024年8月24日）とされた。

この法律は、全7か条で構成されている。第1条は犬の誘拐罪について、第2条は猫の誘拐罪について、それぞれ規定しており、条文の構成はほぼ同一である。誘拐罪を犯した者は、最高5年の拘禁刑若しくは罰金刑又はその両方を科される。第3条は、適切な国家機関に対し、規則により他の動物にも適用できるようにする権限を付与するとともに、適用するための条件や手続を定める。

海外立法情報調査室・南 亮一

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/16/contents/enacted>
- <https://www.gov.uk/government/news/pet-abduction-bill-becomes-law>

## 【ドイツ】改正連邦選挙法に対する一部違憲判決

2023年3月に連邦議会で可決された連邦選挙法の改正により、ドイツの選挙制度は、比例代表制と小選挙区制を併用しつつも、前者を優先し、小選挙区での当選者であっても議席が配分されない場合があり得る制度となった（本誌 No.296-1, 2023.7, p.5 参照）。あわせて、5%未満の得票率であっても、小選挙区で3議席以上獲得した政党を例外的に議席配分の対象とする制度（基本議席条項）も廃止した。この改正法に対し、野党のキリスト教民主／社会同盟（CDU/CSU）、左派党、有権者のグループ等から別個に憲法訴訟が提起された。連邦憲法裁判所は、これらの訴訟を一括して審理し、2024年7月30日、改正法の一部を違憲とする判決を下した。

訴訟の主要争点は、①小選挙区での当選者に議席が配分されない可能性のある制度は合憲か、②5%の阻止条項は合憲かの2点であった。連邦憲法裁判所は、①に対し、比例代表と小選挙区の議席配分の仕組みの変更は議会の裁量権の範囲を超えていないとし、合憲の判断を下した。②については、阻止条項には小党分立を避けるという正当化理由があるとはいえ、現状のCDUとCSUの関係に見られるように、議会で共同会派を形成することによって小党分立を回避することも可能であるため、現状の阻止条項に憲法上の正当性はないと判断した。

このように連邦憲法裁判所は、現状の阻止条項を違憲と判断し、5%という数字の引下げなど、様々な方法での見直しがあり得ることを示したが、次期選挙の直前に選挙法を改正することは民主主義にとって望ましくないため、次期選挙に関しては改正で廃止された基本議席条項を適用することを認めた。この憲法裁判所の判断を踏まえた上で、連立与党は、現議会期における更なる改正を行わずに、次期選挙に臨む方針を示した。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ [https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2024/07/fs20240730\\_2bvf000123.html](https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2024/07/fs20240730_2bvf000123.html)

## 【ドイツ】政府提出法律案の作成手続に関する連邦省共通事務規則の改正

2021年12月に成立したドイツの連立政権は、その連立協定において、①既存の法律の改正に関する政府提出法律案について改正前後の法文の対照表（Synopsis）を添付すること、②政府及び連邦議会在提出する法律案について、起草時における第三者からの影響（いわゆる「足跡（Fußabdruck）」）を広範に開示することを明記した。この方針に従い、2024年3月に、連邦省における文書の取扱いや政府提出法律案の作成手続などを定める連邦省共通事務規則（Gemeinsame Geschäftsordnung der Bundesministerien）が改正され、同年6月1日から施行された。

①に関する改正として、政府提出法律案の構成について規定する第42条第1項に「改正法の法律案には、計画される改正に現在の法状態を対置する対照表を添付するものとする。当該対照表は、法律案の法的拘束力のある構成部分とはしない。閣議決定の後、主務連邦省は当該対照表をドイツ連邦議会及び連邦参議院の所管の委員会に送付する。」という2文が追加された。その他、主務連邦省以外の連邦省（第45条第4項）又は市町村連合・州の見解（第47条第4項）を聴取する際に送付する草案段階の法律案についても対照表を添付することとされた。

②に関する改正として、政府提出法律案の「理由（Begründung）」の部分に記載すべき事項を列挙する第43条第1項に「ロビイスト及び委託を受けた第三者が本質的に法律案の内容に貢献した程度（行政の足跡（Exektiver Fußabdruck）」という第13号が追加された。規則の改正案の説明によると、「ロビー活動（Intressenvetretung）」の定義はロビー登録簿法のものによるとされる。なお、同法については、2023年に登録簿に記載すべきロビー活動の範囲を広めるなどの改正が行われた（本誌 No.299-1, 2024.4, pp.16-17 参照）。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ [https://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund\\_21072009\\_O11313012.htm](https://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_21072009_O11313012.htm)

### 【ノルウェー】裁判官・裁判所の地位強化に関する憲法改正

2024年5月21日、ノルウェー国会は、裁判所及び裁判官の地位を強化する憲法改正を全会一致で可決した。憲法改正は、同年6月7日に公布された。

この改正は、2017年に政府によって設置され、裁判官・弁護士・学者等によって構成された裁判所委員会（Domstolkommisjonen）が2020年に提出した報告書に基づくものであった。同委員会は、憲法改正の要否を含め、裁判所の組織・独立性の在り方を検討することを要請された。同委員会は、ポーランドなど一部の欧州諸国において選挙で多数派となった勢力が裁判所の独立を脅かす事例が見られたため、現在のノルウェーでそのような現実的な危険はないものの、裁判所の独立の保障を憲法上強化する必要があるとの結論に達した。2024年5月に可決された憲法改正は、ほぼ同委員会の提案に沿ったものである。主な内容は、次のとおりである。

①最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所という裁判所の構成が憲法上明記された（第87条。通常立法による裁判所の階層構造の変更を阻止する意図がある。）。②従来、最高裁判所判事の人数については、下限の4人にしか言及がなかったが、今回の改正で上限の21人を追加した（第88条第2項。裁判官の追加による裁判所の多数派構成の変更を阻止する意図がある。）。③裁判官は独立した委員会の推薦に基づき国王が任命するという、従来、法律レベルであった規定を憲法規定とした（第90条第1項）。④従来、裁判官の罷免・転任に関する特別な規定は憲法上になく、公務員一般に関する憲法規定（第22条）が適用されてきたが、今回の改正により裁判官に特定した身分保障の規定が年齢の上限を明記した上で設けられた（第90条第2項）。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.regjeringen.no/contentassets/367acaf16a2941bfaf5e3b1ac7bfe95f/no/pdfs/nou202020200011000dddpdfs.pdf>

### 【ロシア】ドローン開発に対する支援の強化に関する法改正

ロシアのウクライナ侵略に伴い、ドローンの果たす役割に大きな注目が集まっている。ロシアでは従来、新技術の導入、設計及び製造工程の更新等に多くの調整を要する大企業より、柔軟な対応が可能な中小企業又は個人の愛好家が大量のドローンを製造していた。しかし、それほど精巧ではないドローンの設計・製造にも多くのコストがかかるため、多くのドローン製造者が様々な政府機関や金融機関に支援を申請し始めた。これによって、支援の対象者、支援が認められるドローンの品質、支援の程度を決定する必要性が生じていた。

このような背景の下、2024年6月22日に制定された連邦法第144号「ロシア連邦の特定の立法の改正について」は、ドローン開発に関連する4つの既存の法律に関して、文言の追加又は修正を行うものである。主な変更点として、ロシア連邦産業貿易省によって管理される、ドローンの（部品を含む）開発・製造に従事する組織の統一登録簿の作成が挙げられる。登録に要する具体的な基準等は当該連邦法の規定内容に含まれていないが、この登録簿を活用することで支援対象となる企業又は個人の管理を進め、支援の基準や程度を定める足掛かりとする狙いがあると見られている。

また、今回の法改正で想定されている措置には、国家による融資だけでなく、コンサルティング支援、海外市場参入や技術革新へのアクセスのための支援等が含まれている。遠隔地での運用、特に北極圏の開発における有用性が指摘されていることを踏まえ、措置の対象には軍事用のドローンに加えて、民生用のドローンも含まれている。

海外立法情報課・堀田 主

・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202406220002>

・ <https://rg.ru/2024/06/24/komanda-na-vzlet.html>

### 【韓国】外国人等の被扶養者要件を新設するための国民健康保険法改正

韓国の国民健康保険は強制加入であり、自営業者等を対象とした地域加入者と、公務員及び会社員を対象とした職場加入者の2つに大別される。また、職場加入者に生計を依存する者のうち、所得等の一定の要件を満たす者は、職場加入者の被扶養者（以下「被扶養者」）となる。

国内に長期在留する外国人及び在外国民（以下「外国人等」）については任意加入であったが、一部の外国人等が、治療が必要な時のみ国民健康保険に加入することから生じる財政負担を軽減することを目的として、2019年1月15日、国民健康保険法が改正された（法律第16238号、同年7月16日施行）。この法改正により、職場加入者、被扶養者、留学生等を除く外国人等の国民健康保険の加入に一定期間（6か月）の国内居住要件が新設されるとともに、一定期間を超えて国内に居住する外国人等のうち、職場加入者又は被扶養者でない者に対しては、国民健康保険の地域加入者への加入が義務付けられた（第109条第3項）。

しかし、上記の法改正以降も、被扶養者には国内居住要件による制限がなかったため、普段は外国に居住する被扶養者が、治療が必要な時のみ韓国に入国し、入国後直ちに被扶養者として国民健康保険の適用を受けながら治療を行う等の事例が発生していた。これが、国民健康保険への「タダ乗り」であるとして問題視されていたことから、2024年1月2日、国民健康保険法が再び改正され（法律第19885号）、被扶養者に対しても、一定期間（6か月）の国内居住要件が新設された（第109条第4項第3号、同年4月3日施行）。ただし、職場加入者の配偶者及び未成年（19歳未満）の子については、国内居住要件は適用されない。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_I2B3Q0Z9L2D0T1Z3E2P9H2W7Y1J4M1](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_I2B3Q0Z9L2D0T1Z3E2P9H2W7Y1J4M1)

### 【韓国】美術振興法の制定

2023年6月30日、韓国国会本会議において美術振興法案が可決され、同年7月25日に公布された。従来、美術は、文化芸術振興法で定める「文化芸術」の1ジャンルとして扱われていたが、今回の美術振興法（法律第19568号、本則33か条及び附則）の制定により、美術に関する体系的な支援を行うための個別法が整備された。主な内容は、次のとおりである。

美術市場における公正な取引を実現するため、これまで自由業であった美術サービス業（画廊業、美術品競売業、美術品[投資]顧問業、美術品貸与・販売業、美術品鑑定業及び美術展示業）に申告制が導入された（第18条）。申告を怠ったとき、不正な方法で申告したときなどについては、営業[所]閉鎖又は6か月以内の営業停止が命じられる（第19条）。

また、美術作家又は美術サービス業者から美術品を購入した者は、当該作家又は当該業者に真作証明書等の発行を要求することができる（第16条）。あわせて、文化体育観光部（部は日本の省に相当）長官に対し、標準契約書を告示することが義務付けられた（第17条）。

他方、美術作家の権利を保障するため、美術品に対する「再販売補償請求権」が新たに導入された（第24条）。これは、一般に「追及権」（Resale Right）と呼ばれ、美術品が転売されるごとに、当該美術品を制作した作家が、売上の一部の還元を受ける権利をいう。作家の生存中及び死後30年間保護され、死後は法定相続人が行使する。他人への譲渡はできない。

同法は、2024年7月26日施行された。ただし、美術サービス業の申告に係る条項（第18条～第20条）は2026年7月26日に、再販売補償請求権に係る条項（第24条～第26条）は2027年7月26日に、それぞれ施行される。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_M2Z1L0J7J0J5Y1R2Q4Q6Q1Z7D9W1C4](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M2Z1L0J7J0J5Y1R2Q4Q6Q1Z7D9W1C4)

### 【韓国】近現代文化遺産の保存及び活用に関する法律の制定

韓国では、特別に保存する必要性が認められる前に毀損し、滅失するおそれのある近現代文化遺産の保護のため、2001年に登録文化遺産制度が導入された。2023年9月時点で、旧ソウル特別市庁舎等956件が登録されている。2023年8月24日、登録文化遺産制度の内容を拡張するとともに、近現代文化遺産の活用の促進に係る法的根拠の整備等を行う「近現代文化遺産の保存及び活用に関する法律」が可決され、同年9月14日に公布された（法律第19702号）。施行日は、2024年9月15日である。同法の主な内容は、次のとおりである。

近現代文化遺産とは「開港期〔1876～94年頃〕前後から現在に至る間に形成された文化遺産のうち、歴史的・芸術的・社会的又は学術的な価値が認められ、特別に保存する必要があるもの」（〔 〕内は筆者による補記）をいう（第2条）。近現代文化遺産が国家登録文化遺産として登録される前にその価値が毀損するおそれがあり、緊急の予防措置が必要であるか、又は文化遺産委員会の審議を経る余裕がないと判断される場合には、臨時国家登録文化遺産に登録することができる（第10条）。登録文化遺産（国家登録文化遺産及び市・道登録文化遺産）を周辺地域とともに総合的に保存・活用する必要がある場合、「近現代文化遺産地区」を指定できる（第33条）。登録文化遺産ではない近現代文化遺産のうち、建築・制作・形成後50年未満のものについて、将来、登録文化遺産になる可能性が高いと判断される場合、予備文化遺産に選定する制度が新たに導入された（第44条）。国と地方公共団体は、近現代文化遺産を活用し地域文化を振興するための必要な施策を整備して、これを積極的に推進しなければならない（第51条）。

関西館アジア情報課・河村 真澄

・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_W200Y1U1S2H4X2T1X2K8Q4Q8S1H7I6](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W200Y1U1S2H4X2T1X2K8Q4Q8S1H7I6)

### 【中国】公平競争審査条例の制定

公平競争審査とは、企業等の経済活動に関わる法令、政策措置等が、市場の公平な競争を阻害しない内容であることを、起草の主体が審査するものである。この制度は、2016年の市場システム構築における公平競争審査制度の構築に関する国務院意見によって始まり、これに基づき、2021年、国務院の関係部門による規則が制定された。法律では、2022年改正の独占禁止法（反壟断（ろうだん）法）第5条に制度の構築が規定された。同法に基づき、この制度の基本的枠組み等を定めた行政法規である公平競争審査条例の制定が2024年の国務院の立法計画に盛り込まれ、同年5月11日に国務院で制定、同年6月6日に公布（国務院令第783号）、同年8月1日に施行された。

同条例は、全5章27か条から成る。事業者の経済活動に関わる法律、行政法規、政策措置等（以下「措置等」）を起草する行政機関等は、公平競争審査（以下「審査」）を行わなければならない（第2条）。措置等は、市場参入・撤退、商品等の自由な流通を制限する内容、生産経営コスト、生産経営行為等に影響を及ぼす内容を含んではならない（第8条～第11条）。ただし、国の安全、発展の利益の保護等を目的とする等の事情があつて、当該措置等に比して公平な競争への影響が小さい代替案がない等の場合は、これを制定することができる（第12条）。起草者は、措置等の起草段階で審査を行う（第13条）。審査の実施には、利害関係者から、又は一般公衆に関わる場合は一般公衆から、意見を聴取しなければならない（第16条）。措置等が審査を受けず、又はこの条例の第8条から第11条までに違反し、かつ第12条に該当しない場合は、当該措置等を制定してはならない（第18条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ [https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content\\_6957049.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content_6957049.htm)

## 【中国】慈善法の改正

習近平政権は、2019年の中国共産党第19期中央委員会第4回全体会議において、慈善等による共助を「第3次分配」として重視する姿勢を示した。2021年以降、格差を是正し、全人民が豊かになるという「共同富裕」の目標を強調し、これを実現する手段として慈善活動を位置付けた。2021年3月から、2016年制定の慈善法（本誌 No.271, 2017.3, pp.250-274 参照）改正の検討が始められ、2023年12月29日、全国人民代表大会常務委員会で同法を一部改正する決定が可決、中華人民共和国主席令第16号により公布され、2024年9月5日に施行された。

改正された同法は、全13章125か条から成る。主な改正点は、以下のとおりである。慈善活動を目的とする慈善組織が募金を行うことのできる要件が、改正前の登記後満2年から満1年に短縮された（第22条）。国務院民政部（部は日本の省に相当）が認定した募金用サイトにおいて、寄付の受付、寄付財産の使用状況の検索等ができることとし、慈善組織へのサービス提供の不当な拒否、手数料の徴収や商業広告の掲載等を禁止した（第27条）。慈善信託の委託者に対し、その利害関係者を受益者に指定することを禁止した（第46条）。第8章「応急時の慈善」が新設され、突発事件（災害事故）に募金を行う者に対し、寄付金等の迅速な分配及び情報公開を（第72条）、地方政府等には、寄付金の分配等での支援（第74条）等を義務付けた。そのほか、無資格の組織等による募金活動（第113条）、無認定の募金用サイトによる募金行為（第114条）等に対する罰則等を定めた。附則では、窮乏等の理由で社会に助けを求める個人（発信者）に対し、情報の正しさに責任を負わせ、当該情報を掲載するサイトに対し、情報の正しさを検証すること等を義務付けた（第124条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4ZDZhNDYzOTAxOGRmM2YxZmM3ZTEyMmQ%3D>

## 【オーストラリア】2018年現代奴隷法の改正

「2018年現代奴隷法」（2019年1月1日施行。以下「2018年法」。本誌 No.278-2, 2019.2, pp.24-25 参照）は、連邦政府や年間売上高が1億豪ドル（約105億円）以上の豪州の事業体に対し、その運営及びサプライチェーンにおける現代奴隷行為のリスク、当該リスクの評価やリスクに対応するために講じている措置等を記載した年次報告書（現代奴隷報告書）の提出を義務付けている（第5条、第16条）。提出された報告書は、登録簿に登録され、インターネット上で一般に公開される（第18条）。2018年法における「現代奴隷」とは、刑法第270節及び第271節に規定される奴隷取引、隷属、強制労働、強制結婚、債務奴隷などのほか、人身取引、ILO第182号条約第3条に定義される「最悪の形態の児童労働」等の行為をいう（第4条）。

2024年6月11日、2018年法を改正し、連邦政府による現代奴隷制の防止・撲滅の取組を補完するため、「豪州反奴隷制コミッショナー」（以下「コミッショナー」）を新設する法律（2024年法律第42号）が制定された（制定から12か月以内に施行予定。）。

主な改正点は、第3A章（第20A条～第20Y条。全24か条）の追加である。コミッショナーは、ビジネス慣行に関する人権問題や現代奴隷制・人的搾取に関する公共政策について適切な資格・知識・経験を有する者の中から総督（Governor-General）により任命される（第20L条）。任期は5年（再任は1回のみ。第20N条）。また、独立して権限を行使し（第20J条）、現代奴隷行為のリスクに対処する事業体の支援、現代奴隷制の被害者の支援、現代奴隷制に関する教育及び地域社会への啓発活動の支援・奨励・実施、現代奴隷制の調査の支援・実施・評価、関係者との協議・連絡等の職務を行う（第20C条）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2024A00042/asmade/text>

**【オーストラリア】1999年連邦公務員法の改正**

2022年5月に9年ぶりの政権交代を果たした労働党は、選挙公約の一つとして、連邦公務員（Australian Public Service: APS）改革を掲げていた。同年10月13日、アルバニー（Anthony Albanese）内閣は、APS改革の4つの優先目標（APSは、①その全活動に誠実性を体現すること、②国民とビジネスを政策とサービスの中心に据えること、③模範的雇用主であること（男女賃金格差の是正、柔軟な勤務形態等、働きやすい職場環境の実現ほか）、④優れた職務遂行能力を有すること）を掲げ、その実現のため、法改正の必要性があると表明した。

2024年6月11日、1999年連邦公務員法を改正する法律（2024年法律第44号）が制定された（制定から6か月以内に施行予定）。主な改正内容は次のとおりである。

①連邦公務員の行動規範（職務への献身、倫理性、全ての国民への敬意、説明責任、公平性。第10条）に「スチュワードシップ（Stewardship）」を追加した（同条第6項）。スチュワードシップとは、「APSがその活動の長期的影響を理解することで能力及び組織的知識（institutional knowledge）を蓄積し、将来にわたり公共の利益を支援すること」である。②2011年以降実施してきた連邦省庁等の将来目標や課題への対応能力の評価（Capability Review）に、実施要件を法律で新たに規定した（第44A条）。これにより、原則5年ごとの評価の実施、当該機関の長（次官等）への報告書の提出等（同条）のほか、提出から90日以内に評価結果への対応を記した行動計画の作成・公表が義務付けられた（第44B条）。③2012年以降毎年実施してきた職務に対するAPSの意識調査について、次官等に対し、調査結果への対応を記した行動計画の作成・公表を新たに義務付けた（第78B条）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2024A00044/asmade/text>